

令和7年度 新規事業

外国人労働力確保推進事業 を実施します！

農業労働力を効率的に確保するため、「**特定技能外国人**」の受け入れに必要な経費について支援します。

※外国人技能実習生は対象になりません。

支援対象者

- ・市内に住所を有する認定農業者
- ・主たる事務所を市内に有する農業法人
- ・種子屋久農業協同組合 ※条件あり
- ・県酪農業協同組合種子島支所
- ・公益社団法人西之表市農業振興公社 など



支援対象となる経費

- ・特定技能外国人が種子島までの国内移動に掛かる経費
- ・特定技能外国人が居住する住宅の家賃
- ・特定技能外国人の就業・生活に必要な家電等の購入費
- ・特定技能外国人が居住する住宅のリフォーム等に掛かる経費

など



補助率と補助上限額等

- ・事業実施に要する経費の1/2以内（補助上限額30万円）
- ・申請を希望する方は、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

市役所農林水産課 農政管理係（TEL：22-1111（内線249））